

消費税率引上げ対応資金

融資対象となる方	<p>◆京都府内に事業所又は営業所があり、府内で1年以上継続して同一事業を行っている中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、消費税率の引上げや原材料費等の高騰による影響を受け、次のいずれかの要件を満たす方</p> <p>①令和元年10月以降、直近3ヶ月間の売上が前年同期の売上高に比べて10%以上減少している方</p> <p>②令和元年10月以降、直近3ヶ月間の原材料費等が前年同期に比べて10%以上高騰しており、かつ、経営状況が悪化している方</p> <p>《中小企業者》</p> <p>◎法人の場合…府内に営業所又は事業所がある企業</p> <p>◎個人の場合…原則、府内において所得税、事業税を申告している方</p> <p>《組合》</p> <p>中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等</p> <p>《特定非営利活動法人》</p> <p>府内に事務所を有する特定非営利活動法人</p> <p>※京都府税及び京都市税（京都市以外の方は府税のみ）の滞納がないこと</p>
資金使途 融資期間等	<p>◆運転資金10年以内</p> <p><原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可></p>
融資利率	<p>◆年1.2%（固定金利）</p>
融資限度額	<p>◆有担保で2億円、無担保で8,000万円</p> <p>※ただし、保証協会の普通保証利用可能額の範囲内</p>
担保・保証人	<p>◆保証協会の保証が必要</p> <p><原則、法人代表者（組合の場合は代表理事）以外の連帯保証人は不要></p>
受付機関	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p>（京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫）</p>
実施期間	<p>◆令和2年4月1日から令和3年3月31日まで</p>

※ 御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。